

Shell Sunlight Grease MB

シェル サンライト グリース MB

ー二硫化モリブデン入りマルチパーパスグリースー

シェル サンライト グリース MB は、リチウム石けんと高度に精製した高品質の鉱油からなるグリースで、二硫化モリブデンを主体とする各種添加剤を配合した耐摩耗性のすぐれたマルチパーパスグリースです。

シェル サンライト グリース MB は、自動車用ボールジョイントやシャシーのロングライフ潤滑剤として、また耐荷重性、耐摩耗性を要求される各種産業機械の潤滑箇所などに使用します。

使用温度範囲 : -20°C ~ $+135^{\circ}\text{C}$

■シェル サンライト グリース MB の特徴

1. 耐摩耗性が優れています

シェル サンライト グリース MB は、二硫化モリブデンを主体とする各種耐摩耗剤を配合していますので耐摩耗性が優れており、機械寿命の延長が期待できます。

2. 機械的安定性が優れています

シェル サンライト グリース MB は、厳選したリチウム石けんを採用することにより、機械的安定性が特に優れていますので、低温から高温まで過酷なせん断を受けてもちょう度変化が非常に少ないグリースです。

3. 熱・酸化安定性が優れています

シェル サンライト グリース MB は、熱および酸化安定性が優れていますので、酸化劣化が少ない長寿命グリースです。

4. 耐水性が優れています

シェル サンライト グリース MB は、耐水性が優れていますので、水の混入による軟化が少なく、また付着性・防錆性にも優れていますので過酷な条件下において錆の発生を抑え、すぐれた潤滑性能を発揮します。

シェル サンライ グリース MB 代表性状				
試験項目			試験方法	シェル サンライ グリース MB
増ちょう剤				リチウム
外 観				灰黒色
原料 基 油	タ イ プ		鈹 油	鈹 油
	動粘度 mm ² /s	-	JIS K 2283	-
		100℃		14.2
混和ちょう度			JIS K 2220 7.	280
滴 点 ℃			JIS K 2220 8.	199
蒸発量 (99℃×22h) wt%			JIS K 2220 10.	0.4
離油度 (100℃×24h) wt%			JIS K 2220 11.	0.5
10万回混和安定度			JIS K 2220 15.	310

*代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変わる場合があります。 (2017-11)

シェル サンライ グリース MB の販売荷姿 ： 180 kg ドラム， 16 kg ペール缶

■使用上の留意点

- ・給脂の際、機械の給脂口をきれいにし、新しいグリースを補給してください。出来るだけ機械を無負荷で運転しながら古いグリースが排出口などから出つくし、新しいグリースが出て来るまで十分に給脂してください。
その後は、機械メーカーの指示を十分考慮し、定期的に給脂してください。
- ・石けん基の異なるグリースを混ぜると、性能低下がおきますのでご注意ください。なお、同じ石けん基グリース同志の場合でも性能低下がおこることがありますので、異なる銘柄の混合使用はさけてください。
- ・グリースはゴミなどのコンタミナント（汚染物）が混入すると、取り除くことができません。
そのまま使用した場合、軸受、ギヤなどの異常摩耗、破損の原因となりますので取扱いに十分注意するとともに容器の蓋をよく締め、直射日光のあたらない場所（屋内）に保管してください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合がございます。製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

※本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意

▼下記の注意事項に従ってお取扱ください。

＜＜取り扱い上の注意＞＞

[安全対策]	・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。 ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。
[応急措置]	・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。
[保管]	・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
[廃棄]	・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Rev.1.2017.11.1